

第 76 回日本下水道事業団入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和 5 年 1 月 26 日（木） 日本下水道事業団会議室		
出席委員	山本 泉（委員長・元会計検査院第 2 局長） 佐藤 弘泰（東京大学教授） 柳原 豊（早稲田大学教授） 杉浦 正敏（弁護士） 成田 大樹（東京大学教授）		
審議対象期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日		
総抽出件数	12 件	(備考) 審議に先立ち、入札契約制度の概要、発注工事等の概況、入札契約手続きの運用状況、役務契約に関する報告事項について、報告を行った。 また、第 75 回入札監視委員会で指摘のあった、事案 8 つくば市下横場ポンプ場建設工事の随意契約とした経緯については、全委員へ個別にご説明し了承を得られたことを報告した。	
工事	一般競争（大規模）		1 件【事案 1】
	一般競争（大規模以外）		6 件【事案 2～7】
	随意契約		2 件【事案 8～9】
建設コンサルタント業務等	2 件【事案 10～11】		
物品・役務	1 件【事案 12】		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答	
	下記のとおり	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特に具申する意見や勧告はない。		
質 問		回 答	
【資料 1-4 入札・契約手続きの運用状況推移】 ① 契約全体の平準化を考えると令和 4 年度上半期の契約件数は少なくないか。 ② 昨今の物価上昇が契約に影響しているのか。 ③ 安定した事業を継続するうえで、下半期では契約できているのか。			
① 事業団としてはできる限り上半期で契約できるように手続きを進めているが、昨年比、発注件数 5% 減に対して契約件数が 15% 減となっており、その差が不調・不落であり、その分が下半期以降に流れてしまっている。 ② 予定価格内で収まらず不落になることや調達の遅延により工期が間に合わないと考え、入札に参加されない事業者が出てきている。 ③ 対応できる事業者を何とか探し出して契約に至るよう努力しているが、その中でも次年度以降に持ち越さざるを得ない事案もある。			
【事案 1：福山市蔵王ポンプ場建設工事その 2】 ① 本件は技術提案審査型でありつつ、契約後 VE でもあるようだが重複するところはないのか。			
① 重複するところはない。			
【事案 2：白糠町白糠下水道管理センター建設工事その 4】 ① 物価上昇がある中でも調達基準価格を下回ってくる要因は何が考えられるのか。			
① 発注者の積算と事業者の考えに乖離があったということだろうと思う。			
【事案 3：荻田町浄化センター建設工事その 8】 ① 3 回目の公告にて契約に至ったようだが、簡単な資料を添付してもらおうか、審議資料の様式の中に注釈を入			
① 次回以降、再公告事案については、経緯の分かる資料を添付するか、現様式の中で注釈として経緯を記入す			

<p>れるなりして、これまでの経緯を示してもらいたい。</p> <p>② 入札に対して参加する、しないは、時期（タイミング）が左右されるのか。</p> <p>③ 応札者がなかなか現れないようなときは、JS 側から事業者にコンタクトを取ることはあるのか。</p>	<p>るよう検討する。</p> <p>② 時期の影響は大きい。その地域で他の工事が多くあったり、また、災害が起きた場合などは業者は復旧工事を優先することになるし、また、下半期は様々な工事等が行われ、技術者が配置できないといったこともある。</p> <p>③ 何度も公告しても参加業者が出てこない場合は、過去に JS の工事を施工してもらった業者や委託団体（地方公共団体）の協力を仰ぎ広く声をかけてもらうなどの対応をすることはある。</p>
<p>【事案 4：むつ市むつ下水浄化センター水処理設備工事 その 2】</p> <p>① 評価項目には若手・女性技術者の配置があるが、今般の業者は 0 点となっている。これからの時代、このような技術者を配置することを奨励していくべき。</p> <p>② この評価項目（若手・女性技術者の配置）の配点（1, 0.5, 0）はどのように決めているのか。</p>	<p>① 配布している入札説明書には配点も掲載している。今回の工事では該当者を配置できなかったということ。</p> <p>② JS 内部の入札・契約制度等検討委員会で、全体の配点、他の評価項目や価格点とのバランスを考慮して決めており、見直す必要があると判断されれば見直すものである。</p>
<p>【事案 5：宍道湖西部浄化センター汚泥処理設備工事 その 1 2】</p> <p>① 評価項目のうち品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性における配点（15・5・0）の考え方如何。</p> <p>② 5 という評価は低いと考え方は。</p> <p>③ 評価項目のうち品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性が 0 点の場合でも落札できるのか。</p> <p>④ 加算点内訳表の記載方法が事案 4 と異なっている（自己評価点の記載の有無）が、何か意図はあるのか。</p>	<p>① 工事の公共性に鑑み二つの評価項目は重要なものであり、少しでも心配な点があれば大きく差をつける必要がある。なお、当該配点については JS 独自で決定しているものではなく、国交省の公共工事における配点に準じているところである。</p> <p>② 低入札で、注意が必要ということで評価を下げている。</p> <p>③ 制度上は可能だが、資料が提出されていけば 0 点になることはあまりない。</p> <p>④ 事案 4（事項評価点を記載）の記入方法に統一する。</p>
<p>【事案 6：名古屋市広川ポンプ所電気設備工事】</p> <p>① 最も低いところと 3 億円の差があるが、積算に問題はなかったのか。</p> <p>② 7 者に対して低入札価格調査を実施した結果、調査に応じたのが 1 者だけのようだが、このようなことは頻繁にあるのか。</p>	<p>① 適正に積算しているので問題ないと思えるが、官積算と市場価格の変動や各社の考え方との乖離によるものと思う。</p> <p>② 頻繁にあるわけではないが事例はある。資料作成の負担もあるのだろう。</p>

<p>③ 低入札価格調査に応じて無理だと判断して諦めてしまう業者もあるのか。</p>	<p>③ 入札は駆け引きでもあるので、そういうこともあり得ると思う。</p>
<p>【事案7：亀岡市年谷浄化センター電気設備工事その32】</p> <p>① 特になし</p>	
<p>【事案8：大和市中部浄化センター建設工事その32】</p> <p>① この事業者を随意契約の相手方とした理由は、</p> <p>② 当初公告が令和4年1月24日、2回目の公告が令和4年3月28日でいずれも不落になり最終的に8月29日に工事の早期着手を理由に随意契約に至っているが、急いでいるのであればもっと早くに契約すべきではないのか。</p>	<p>① 参加要件を満たしており、直近公告における入札参加業者（最低価格入札業者）であり、当初公告と再公告の2回の入札に参加していたことから声をかけた。</p> <p>② 2回目の公告が不落となったのが4月19日であり、その後、内部での協議や委託団体との調整、本工事を実施してもらえそうな業者を探し出すことに時間を要した。</p>
<p>【事案9：熊本市東部浄化センター建設工事その4】</p> <p>① 3回目の公告の見積りの提出を求める方式の一般競争とはどのような方式なのか。</p> <p>② 2回目の公告と3回目の公告の間の特命随意契約に移行しようとした際の予定価格から、3回目の公告の後の特命随意契約の際の予定価格では80%ほど価格が上昇しており、業者に歩み寄ったように見えるが、積算は妥当であったのか。</p> <p>③ 今後、JS側の積算基準、単価を見直すことになるのか。</p> <p>④ JSが業者の見積もりを妥当と判断した資料はあるのか。</p>	<p>① 入札公告後に入札参加企業から見積もりの提出を求め、その妥当性が認められれば、それらを根拠に予定価格を定め入札を執行する方式。</p> <p>② 業者の見積もりが適正価格に相応しいと判断した。</p> <p>③ 本件のみで、JS全体に関わる積算基準、単価を見直すことは難しいと思うが、特に規模が小さい工事については、不調・不落が多く乖離が生じる事案も出てきていることから、必要に応じて社内で検討していくことになる。</p> <p>④ 経緯として資料を残している。積算に対する考え方を含め、次回までに各委員へご説明させていただく。</p>
<p>【事案10：令和4年度桑名市東方第一処理分区管渠実施設計業務委託】</p> <p>① 評価点に対する合格基準点はあるのか。</p> <p>② 技術提案書に対する評価の状況如何。</p>	<p>① 本評価点は加算点であり、合格基準点はない。</p> <p>② 技術提案書に対する評価は満点で34点となっており、評価点は3人の評価の平均となっている。</p>
<p>【事案11：令和4年度廿日市市大野浄化センター実施設計業務委託】</p> <p>① 特になし</p>	

<p>【事案 12：令和 4 年度磐南浄化センター電力供給業務】</p> <p>① 発電コストの上昇により、契約金額は変動することになるのか。</p> <p>② 工事やコンサルの契約手続きの中では参加資格の有無を審査しているが、物品・役務契約の手続きの中でも審査を行っているのか。</p> <p>③ 契約相手方が大手電力会社ではなく地元の小規模な業者のようであるが、1 年間業務が担えることを確認しているのか。</p> <p>④ 本件のような契約を何故、JS が発注しているのか。</p> <p>⑤ ほかに事例はあるのか。</p> <p>⑥ 本件のような維持管理業務は、今後、増えていくのか。</p>	<p>① 燃料価格や為替レートの変動など、経済状況を考慮することとする燃料費調整制度を適用して契約している。</p> <p>② 一般競争契約の手続きの過程では審査を行うが、本件については随意契約であり、特記仕様書に記載どおりに業務が担えるかが要件となる。</p> <p>③ 確認している。</p> <p>④ 磐田市より磐南浄化センターの維持管理業務の委託を受けたものであり、当センターに必要な電力供給を含めて JS が対応することとしている。</p> <p>⑤ JS として電力供給の契約はここだけである。</p> <p>⑥ JS が受託している維持管理業務は現在のところ、本件の 1 件であるが、今後、JS 内部の体制の整備をしつつ、少しずつ拡大していきたいと考えている。</p>
<p>【その他横断的な意見・質問】</p> <p>① 若手技術者や女性技術者の配置に対する評価点については公開されているのか。</p> <p>② そうすると満点であってもせいぜい 1 点だから、業者としては、若手、女性技術者の配置はしなくて良いと考えてしまう。このような人材を積極的に登用していくことは、これからの日本の社会には必要となるが、JS としてどのような取り組みができるのか。</p>	<p>① 制度として公開はしていないが、入札結果を公表しており、JS の入札状況をよく確認しているような業者であれば配点が見えるようになっている。 なお、入札参加業者に配布している入札説明書には配点が記されており、何度も JS の入札に参加しているような業者であれば、配点の普遍的な特徴は把握されていると思う。</p> <p>② 内外から配点について、公開してはどうかといった意見もあることから、JS 内部の入札・契約制度等検討委員会において検討していきたい。</p>
<p>【講評】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己評価型総合評価方式における各評価項目の配点については公開するよう検討願いたい。 抽出事案が再公告の場合は、再公告の際の手続き資料だけではなく、当初公告の際の資料や再公告に至った経緯などが分かる資料を添付するなどの対応をお願いしたい。 事案 9 の 80%ほどの予定価格の差については、次回までの宿題とする。 	